

ユニット型長期入所料金表

R4年10月1日

(個室)

要介護度	負担段階	基本料	食費	室料	1日あたり	1ヶ月(30日)
要介護3	第1段階	793	300	820	1,913	57,390
	第2段階		390	820	2,003	60,090
	第3段階①		650	1,310	2,753	82,590
	第3段階②		1,360	1,310	3,463	103,890
	第4段階		1,445	2,006	4,244	127,320
要介護4	第1段階	862	300	820	1,982	59,460
	第2段階		390	820	2,072	62,160
	第3段階①		650	1,310	2,822	84,660
	第3段階②		1,360	1,310	3,532	105,960
	第4段階		1,445	2,006	4,313	129,390
要介護5	第1段階	929	300	820	2,049	61,470
	第2段階		390	820	2,139	64,170
	第3段階①		650	1,310	2,889	86,670
	第3段階②		1,360	1,310	3,599	107,970
	第4段階		1,445	2,006	4,380	131,400

(単位：円)

◎負担段階は、年金所得合計等に基づき、各市町村が認定します。

1段階	生活保護受給者 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者
2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金額の合計が年80万円以下の方
3段階①	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方
3段階②	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方
4段階	上記以外の課税世帯の方

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所（ショートステイ）を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。

詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。